

## 藤岡市プレミアム付商品券取扱店要領

～ 問い合わせ ～

福祉課 電話：0274-40-2297（直通）

子ども課 電話：0274-40-2286（直通）

プレミアム付商品券事務室

電話 0274-22-1211（内線） 2407・2409

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 藤岡市（以下「市」という。）は、消費税・地方消費税の10%への引き上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、藤岡市プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）の販売事業（以下「商品券事業」という。）を行う。

2 商品券事業の実施に関しては、当要領に定めるところによる。

(販売主体)

第2条 商品券の販売主体は、市とする。ただし、販売の全部または一部について、適切な販売ができることと認められる民間事業者等に委託等を行うことができる。

(発行総額等)

第3条 商品券の発行総額は、273,175千円とする。

2 発行総額のうち、販売総額は218,540千円とし、その25%にあたる54,635千円はプレミアム分とする。

(販売枚数等)

第4条 商品券は、額面500円券とし、1セット10枚綴りを4千円で販売する。

2 対象者は、最大5セットまで購入することができるものとする。

(券面表示事項)

第5条 商品券には、次の事項を記載する。

- (1) 発行団体
- (2) 使用可能な金額及び期間
- (3) 偽造防止のための通し番号
- (4) つり銭対応
- (5) 紛失、盗難等の免責
- (6) 要領の存在

## 第2章 商品券の販売

(購入対象者)

第6条 商品券の購入対象者は、次のとおりとする。

1 平成31年1月1日において、市に住民登録があり、平成31年度の市民税が非課税の者が対象とする。

ただし、以下の場合は、対象外とする。

- (1) 課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、専従者
- (2) 生活保護の被保護者となっているもの。

2 基準日（令和元年6月1日、7月31日、9月30日）において、市に住民登録があり、平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主。

(購入限度額)

第7条 1人当たりの商品券購入限度額は、2万円とする。

(販売場所)

第8条 商品券の販売は、市の指定した販売所で行う。

(販売周知)

第9条 販売の周知方法は、次のとおりとする。

- (1) 市のホームページ
- (2) 市広報紙
- (3) その他

### 第3章 商品券の使用

(使用期間)

第10条 商品券の使用期間は、令和元年10月1日(火)から令和2年2月29日(土)までの間とし、使用期間を経過した商品券は失効する。

(使用可能限度額)

第11条 1回の買い物における商品券の使用限度は10万円とする。

(使用店舗)

第12条 商品券の使用可能店舗は、第19条の規定による承認を得た店舗等とする。

(対象商品等)

第13条 商品券は、取扱店が取り扱う商品及びサービス等に利用できる。ただし、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業への支払い
- (5) 地域経済の振興に直接的に資することが想定しがたい国や地方公共団体への支払い(公営ギャンブルを含む)
- (6) 商品の仕入れ等、取扱店自らの事業上の取引
- (7) 医療保険や介護保険等の一部負担金(保険診療による処方箋が必要な医薬品を含む)
- (8) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) その他市長が不相当と認めたもの

(釣銭)

第14条 つり銭は支払われないものとする。

(紛失等の責務)

第15条 購入後の商品券の紛失、滅失又は盗難(以下「紛失等」という。)については、購入者の責務とし、再発行は受付けないものとする。

(不正使用の損害)

第16条 偽造商品券の不正使用等により商品券事業に損害を与えたときは、当該不正使用者は、

その損害金の全部を賠償しなければならない。

## 第4章 取扱店

(取扱店の募集)

第17条 取扱店募集の周知方法は、市広報紙等によるものとする。

(応募資格)

第18条 応募資格は、市内で事業を営んでいる者とする。

(登録手続き)

第19条 取扱店登録希望者は、「藤岡市プレミアム付商品券事業参加申込書」(様式第1号)を市へ提出し、その承認を得なければならない。

2 市は、登録申込があったときは、当該申込者が応募資格を有することを確認の上、当該申込者に「藤岡市プレミアム付商品券取扱店証明書」(様式第2号、以下「証明書」という)発行する。

3 取扱店登録手数料は無料とする。

(換金期間等)

第20条 商品券の使用者から受け取った商品券の換金期間は、令和元年10月1日(火)から令和2年3月31日(火)までとする。

2 前項の期間内における換金請求受付時間は、市の窓口開所時間とする。

(換金方法)

第21条 取扱店が商品券を換金する場合は、市に第19条第2項の証明書を提示するとともに、藤岡市プレミアム付商品券換金請求書(様式第3号)及び取扱店名を裏書した使用済み商品券を提出しなければならない。

2 市は、前項の手続終了後、土日・祝日を除く30日以内に市口座から当該換金申請者の口座に振込みをするものとする。

(換金手数料)

第22条 換金手数料は無料とする。

(換金取扱)

第23条 取扱店は市に対して、請求書を提出し、市が直接支払うものとする。

(取扱店の責務)

第24条 取扱店は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 使用者が使用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品販売又はサービス等の提供を行うこと。

(2) 市等が配布する商品券事業に係る掲示物を使用者の見やすい場所に掲示すること。

(3) 使用者から受け取った商品券は、裏面に取扱店印を押印し、又は取扱店名を記入すること。

(4) 既に取扱店名が押印され、又は記入された商品券は、受け取りを拒否すること。また、誤って受領した商品券は、換金の対象とはならない。

(5) 偽造等、不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに市に申し出ること。

- (6) 商品券の交換、譲渡及び再利用を行ってはならない。
  - (7) 市が商品券事業に関する調査等を行うときは、協力をすること。
  - (8) 本要領に定める事項を遵守すること。
- (取扱店資格の喪失等)

第25条 第13条ただし書きに規定する利用の黙認及び前条の各号に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否、取扱店の取り消し及び損害金の請求等を行うことがある。

(紛失等の責務)

第26条 使用者から受け取った商品券の紛失等は、取扱店の責務とする。

(届け出事項の変更)

第27条 取扱店は申込事項に変更があるときは、速やかに市に届け出るものとする。

## 第6章 雑則

(違反行為等への対応)

第28条 商品券を購入した者が次の各号に掲げる事項を行った場合は、速やかに使用を中止させることができるものとする。

- (1) 商品券を他人に売却し、利益を得ること。
- (2) 商品券を担保に供し、又は質入れすること。
- (3) その他商品券の目的に相反する行為をすること。

(市の責務)

第29条 市は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1) 商品券の売上金は、換金のために使用すること。
- (2) 商品券の発行、回収及び在庫枚数等を記載した記録を残すこと。
- (3) 商品券の保管は特に厳重に行う。
- (4) 上記の各号のほか、商品券事業に必要な運営管理を行うこと。

(紛失等の責務)

第30条 市の過失により商品券の紛失等の事態が生じたときは、市においてその損害の補填をするものとする。

(その他)

第31条 商品券事業についての問い合わせには、市が対応するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、商品券事業の実施に関して必要な事項は、市が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年7月1日から施行する。